

南相馬市復興推進計画

令和5年6月30日
福島県南相馬市

1. 計画の区域

南相馬市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても、沿岸地域が津波によって壊滅的な被害を受けた。加えて、福島第一原子力発電所事故の影響により、大震災から12年以上経過した今も3千人を超す住民が市外において避難生活を強いられている。特に介護を必要とされる高齢者の中には、南相馬市内の介護施設に空きがないという理由でいまだ市外での避難生活を送られている方もいる状況である。いまだ避難生活で苦しんでいる方々が一人でも多く故郷の南相馬市に帰り、家族や地域の人々と幸せに生活する環境を整備するため、認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）及び地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）（以下「グループホーム等」という。）を新築する。前述の施設を整備することにより、南相馬市の介護事業の活性化に寄与し、雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

南相馬市の介護事業の活性化に寄与し、雇用機会の創出を図るために、本市の中核的産業である社会福祉・介護事業を行う企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市の中核的事業者である社会福祉法人竹水会（以下「対象事業者」という。）が、原町区長野地区においてグループホーム等建設のために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における社会保険・社会福祉・介護事業は、市内の医療・福祉産業における従業員数で第1位となる中核的な産業である。また、本事業は、本市における社会保険・社会福祉・介護事業の従業員数の約11%を占めることが見込まれる対象事業者が実施するものであり、31人の新規雇用を創出する予定である。

したがって、社会保険・社会福祉・介護事業の中核となる対象事業者が行うグループホーム等建設は、計画の目標に掲げた「南相馬市の介護事業の活性化に寄与し、雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社七十七銀行

⑤ 特別の措置
本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本市市内の介護施設に空きがでないという理由でいまだ市外での避難生活を送られている高齢者もあり、市内の介護施設は慢性的な不足状態にある。この状況は高齢者及びその家族の市への帰還及び介護を行う家族の経済活動などの阻害要因となっている。

こうした中、本計画の実施により、対象事業者がグループホーム等を建設することは、高齢者が家族や地域の人々と幸せに生活する介護環境向上につながるとともに、介護事業の活性化と雇用機会の創出に結びつくものであり、本市復興の円滑かつ迅速な推進と雇用創出に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に規定する関係地方公共団体である福島県からの意見聴取を行った。

また、南相馬市、福島県、株式会社七十七銀行、対象事業者を構成員とする南相馬市復興推進協議会において、法第4条第6項に基づく協議を行った。